



宮 崎 県 公 報

平成26年 5 月22日 (木曜日) 第 2592 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

目 次

告 示

○生活保護法に基づく介護機関（居宅介護事業所）の指定……………（国保・援護課）	1
○生活保護法に基づく介護機関（居宅介護支援事業所）の指定……………（ “ ）	1
○生活保護法に基づく指定介護機関（居宅介護事業所）の名称の変更（3件）……………（ “ ）	1
○生活保護法に基づく指定介護機関（地域密着型介護老人福祉施設）の名称の変更……………（ “ ）	3
○生活保護法に基づく指定介護機関（居宅介護支援事業所）の所在地の変更……………（ “ ）	3
○生活保護法に基づく指定介護機関（居宅介護事業所）の廃止……………（ “ ）	3

頁

○森林病虫害等防除法に基づく駆除命令（伐倒駆除等）……………（自然環境課）	4
○森林病虫害等防除法に基づく特別伐倒駆除命令（ “ ）	4
○土砂災害警戒区域の指定……………（砂防課）	5
○土砂災害特別警戒区域の指定……………（ “ ）	5

公 告

○特定非営利活動法人の定款の変更認証の申請…（聿・讎・敷・讎）	5
○調理師試験の実施……………（衛生管理課）	5
○製菓衛生師試験の実施……………（ “ ）	6
○土地改良区の定款変更の認可（2件）……………（農村整備課）	6
○公共測量の実施……………（管理課）	6
○公共測量終了の通知……………（ “ ）	6

正 誤

○平成26年 3 月31日付け県公報（第2577号）中……………	6
○平成26年 4 月 3 日付け県公報（第2578号）中……………	6

告 示

宮崎県告示第 331号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2 第 1 項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成26年 5 月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
有限会社グループホーム結芽	児湯郡木城町大字高城3888番地 1	小規模デイサービス 寄合い処結芽	児湯郡木城町大字高城3888番地 1	平成26年 3 月10日
有限会社エコフィールド	児湯郡川南町大字平田2379番地 1	デイサービス湯癒亭	児湯郡川南町大字平田2379番地 1	平成26年 4 月 1日
ケアサポートエム合同会社	北諸県郡三股町大字餅原1238番地	デイサービス想和	北諸県郡三股町大字長田2857番地	平成26年 4 月 2日
株式会社か	児湯郡木城	訪問介護事	児湯郡木城	平成26年

なえ	町大字石河内 444-2	業所もたろう	町大字石河内 444-2	4 月17日
----	--------------	--------	--------------	--------

宮崎県告示第 332号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2 第 1 項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成26年 5 月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
合同会社栄	都城市志比田町4816番地 5	居宅介護支援事業所栄	都城市志比田町4816番地 5	平成26年 3 月26日
株式会社宙 S O R A	児湯郡川南町大字川南22834番地 4	居宅介護支援事業所そら	児湯郡川南町大字川南17701番地 108	平成26年 3 月25日

宮崎県告示第 333号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2 第 4 項において

準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関（居宅介護事業所）から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成26年5月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 届出をした指定介護機関（居宅介護事業所）

居宅介護事業者		居宅介護事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
社会福祉法人報謝会	西諸県郡高原町大字蒲牟田7348番地2	特別養護老人ホームパパス	都城市平塚町3033-1
社会福祉法人報謝会	西諸県郡高原町大字蒲牟田7348番地2	ミュージズの朝訪問ヘルパーステーション	都城市志比田町4526番地1
社会福祉法人報謝会	西諸県郡高原町大字蒲牟田7348番地2	ミュージズの朝デイサービスセンター	都城市志比田町4526番地1
社会福祉法人報謝会	西諸県郡高原町大字蒲牟田7348番地2	ミュージズの朝居宅介護支援事業所	都城市志比田町4526番地1

2 届出事項

居宅介護事業所の名称		変 更 年月日
変 更 前	変 更 後	
特別養護老人ホームパパス	特別養護老人ホームミュージズの虹平塚	平成26年5月1日
ミュージズの朝訪問ヘルパーステーション	ミュージズの朝志比田訪問ヘルパーステーション	平成26年5月1日
ミュージズの朝デイサービスセンター	ミュージズの朝志比田デイサービスセンター	平成26年5月1日
ミュージズの朝居宅介護支援事業所	ミュージズの朝志比田居宅介護支援事業所	平成26年5月1日

宮崎県告示第 334号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14

条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関（居宅介護事業所）から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成26年5月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 届出をした指定介護機関（居宅介護事業所）

居宅介護事業者		居宅介護事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
社会福祉法人報謝会	西諸県郡高原町大字蒲牟田7348番地2	ココロけあ栄町訪問ヘルパーステーション	都城市栄町2-2-1
社会福祉法人報謝会	西諸県郡高原町大字蒲牟田7348番地2	ココロけあ栄町居宅介護支援センター	都城市栄町2-2-1
社会福祉法人報謝会	西諸県郡高原町大字蒲牟田7348番地2	ココロけあ栄町デイサービスセンター	都城市栄町2-2-1
社会福祉法人報謝会	西諸県郡高原町大字蒲牟田7348番地2	みやま園デイサービスセンター	西諸県郡高原町大字蒲牟田7348-2

2 届出事項

居宅介護事業所の名称		変 更 年月日
変 更 前	変 更 後	
ココロけあ栄町訪問ヘルパーステーション	ミュージズの朝栄町訪問ヘルパーステーション	平成26年5月1日
ココロけあ栄町居宅介護支援センター	ミュージズの朝栄町居宅介護支援センター	平成26年5月1日
ココロけあ栄町デイサービスセンター	ミュージズの朝栄町デイサービスセンター	平成26年5月1日
みやま園デイサービスセンター	ミュージズの朝高原デイサービスセンター	平成26年2月1日

宮崎県告示第 335号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び

永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関（居宅介護事業所）から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成26年5月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 届出をした指定介護機関（居宅介護事業所）

居宅介護事業者		居宅介護事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地
社会福祉法人三名福祉会	東諸県郡国富町大字三名1267番地	国富町中央デイサービスセンター	東諸県郡国富町大字本庄8103番地
社会福祉法人三ツ葉会	延岡市無鹿町1丁目2031番地4	延岡市東海在宅介護支援センター	延岡市無鹿町1丁目2031番地5

2 届出事項

居宅介護事業所の名称		変 更 年月日
変 更 前	変 更 後	
国富町中央デイサービスセンター	国富中央居宅介護支援事業所	平成26年4月1日
延岡市東海在宅介護支援センター	特別養護老人ホーム楓荘居宅介護支援事業所	平成26年1月1日

宮崎県告示第 336号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関（地域密着型介護老人福祉施設）から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成26年5月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 届出をした指定介護機関（地域密着型介護老人福祉施設）

名 称	所 在 地
特別養護老人ホームパパス	都城市平塚町3033-1

2 届出事項

地域密着型介護老人福祉施設の名称		変 更 年月日
変 更 前	変 更 後	
特別養護老人ホームパパス	特別養護老人ホームミュージアの虹平塚	平成26年5月1日

宮崎県告示第 337号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関（居宅介護支援事業所）から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成26年5月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 届出をした指定介護機関（居宅介護支援事業所）

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地
株式会社 R. S 西都	西都市右松3292番地65	デイサービスセンター向陵台	西都市右松3292-65
社会福祉法人三名福祉会	東諸県郡国富町大字三名1267番地	国富町中央デイサービスセンター	東諸県郡国富町大字本庄8103番地
社会福祉法人報謝会	西諸県郡高原町大字蒲牟田7348番地2	みやま園デイサービスセンター	西諸県郡高原町大字蒲牟田7348-2

2 届出事項

居宅介護支援事業所の所在地		変 更 年月日
変 更 前	変 更 後	
西都市右松3292-65	西都市大字調殿字千田前1287番地15地先	平成26年4月1日
東諸県郡国富町大字本庄8103番地	東諸県郡国富町大字本庄8107番地	平成26年4月1日
西諸県郡高原町大字蒲牟田7348-2	西諸県郡高原町大字広原4965-1	平成26年2月1日

宮崎県告示第 338号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において

準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関（居宅介護事業所）から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成26年5月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
有限会社グループホーム結芽	児湯郡木城町大字高城3888番地1	グループホーム結芽	児湯郡木城町大字高城3888番地1	平成26年2月28日

宮崎県告示第 339号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定により、次のとおり森林病虫害等の駆除を命ずるので、同条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、当該命令に係る事項を次のように公表する。

平成26年5月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 区域及び期間

(1) 区域

県内一円

(2) 期間

平成26年5月29日から平成26年7月19日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

(1) 松くい虫の付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤を散布するか、又は当該樹木を伐倒してはく皮し、並びに松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

(2) 松の伐採跡地であって、松くい虫が付着し、又は付着するおそれがある根株の存するものを所有し、又は管理する者は、当該伐採跡地に存する当該根株並びに松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮に薬剤を散布するか、又は当該根株をはく皮し、並びに松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

(3) 松くい虫が付着し、又は付着するおそれがある伐採木等（伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条（用材及び薪炭材であるものを含む。）をいう。以下同じ。）を所有し、又は管理する者は、当該伐採木等に薬剤を散布するか、又は当該伐採木等をはく皮し、並びに松くい虫が付着している場合には当該松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

4 命令をしようとする理由

1(1)に掲げる区域において松くい虫による被害が発生しており、3に掲げる処置を行わなければ松くい虫による被害が異常にまん延し、当該区域及びその周辺の松林に重大な被害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 3に掲げる措置について、薬剤を使用する場合は、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3に掲げる措置を1(2)に定める期間内に行った者又はその代理人は、松くい虫駆除実施届出書を、速やかに3に掲げる樹木の伐採跡地又は伐採木等の所在する市町村の長を経由して、当該市町村の区域を管轄する西臼杵支庁又は農林振興局長に提出しなければならない。

(3) 西臼杵支庁又は農林振興局長は、松くい虫駆除実施届出書の提出を受けたときは、その届出者が3に掲げる措置を行ったことを確認して、損失補償金を交付する。

(4) 知事は、3に掲げる樹木の伐採跡地又は伐採木等を所有し、又は管理する者が、1(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

(5) 知事は、(4)の措置を行った場合において、その費用の額が、3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合に、その者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

宮崎県告示第 340号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第2項の規定により、次のとおり特別伐倒駆除を命ずるので、同条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、当該命令に係る事項を次のように公表する。

平成26年5月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 区域及び期間

(1) 区域

宮崎市、延岡市、日南市、小林市、えびの市、日向市及び串間市並びに児湯郡高鍋町及び新富町の区域内に存する松林の区域のうち次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課並びに宮崎市、延岡市、日南市、小林市、えびの市、日向市及び串間市の市役所並びに児湯郡高鍋町及び新富町の役場に備え置いて縦覧に供する。）

(2) 期間

平成26年5月29日から平成26年7月19日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している松の樹木の存する松林を所有し、又は管理する者は、当該松の樹木を伐倒して破砕するか、又は当該松の樹木を伐倒して焼却（炭化を含む。）すること。

4 命令をしようとする理由

1(1)に掲げる区域において松くい虫による被害が発生しており、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫による被害が異常にまん延し、当該区域及びその周辺の松林に重大な被害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3に掲げる措置のうち、破砕を行う場合は、破砕後の木片の厚さが6ミリメートル（木材チップパーにより破砕する場合にあ

- っては、15ミリメートル)以下となるように破砕を行うこと。
- (3) 3に掲げる措置を1(2)に定める期間内に行った者又はその代理人は、特別伐倒駆除実施届出書を速やかに、3に掲げる松林の所在する市町村の長を経由して、当該市町村の区域を管轄する西臼杵支庁又は農林振興局の長に提出しなければならない。
 - (4) 西臼杵支庁又は農林振興局の長は、特別伐倒駆除実施届出書の提出を受けたときは、その届出者が3に掲げる措置を行ったことを確認して、損失補償金を交付する。
 - (5) 知事は、3に掲げる松林を所有し、又は管理する者が、1(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。
 - (6) 知事は、(5)の措置を行った場合において、その費用の額が、3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合に、その者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

宮崎県告示第 341号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成26年5月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害警戒区域の箇所(溪流)番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
西都市	牧堀谷	07-208-1-007	土石流
	水喰-1	II-1-5963	急傾斜地の崩壊
	水喰-2	II-1-5964	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土整備部砂防課及び西都土木事務所に備えおいて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 342号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成26年5月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害特別警戒区域の箇所(溪流)番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
西都市	牧堀谷	07-208-1-007	土石流
	水喰-1	II-1-5963	急傾斜地の崩壊

	水喰-2	II-1-5964	急傾斜地の崩壊
--	------	-----------	---------

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土整備部砂防課及び西都土木事務所に備えおいて縦覧に供する。)

公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった。

平成26年5月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

申請年月日	名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成26年5月7日	特定非営利活動法人ひむか福祉サービス	川辺 マンエ	宮崎県東臼杵郡門川町大字加草1541番地1	この法人は、高齢者や障がい者ならびに子育て中の家族などが、住み慣れた地域で生きがいを持ち、安心して生涯を過ごすことができる明るく活力のある地域社会を実現するために、在宅介護事業や、施設介護事業および居住安定に関する賃貸住宅等の生活支援事業、託児・保育等の子育て支援事業、また、それら介護・福祉に関する教育研修事業を行い、もって宮崎県内の福祉及び保健の増進及び子どもの健全育成に寄与することを目的とする。

調理師法(昭和33年法律第147号)第3条の2第1項の規定により、平成26年度調理師試験を次のとおり実施する。

平成26年5月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 試験の期日
平成26年7月25日(金曜日)

- 2 試験の場所
 第1試験場
 J A ・ A Z M ホール（宮崎市霧島1丁目1番地1）
 第2試験場
 南九州大学都城キャンパス（都城市立野町3764番地1）
 第3試験場
 ホテルベルフォート日向（日向市上町7番地3）
- 3 試験時間及び試験科目

時間	午後1時30分から午後3時30分まで
科目	食文化概論 衛生法規 公衆衛生学 栄養学 食品学 食品衛生学 調理理論

- 4 受験願書の受付期間
 平成26年5月26日（月曜日）から6月6日（金曜日）まで
 （土曜日及び日曜日を除き、午前9時から午後5時まで）
- 5 受験願書の提出先
 住所地又は就業施設の所在地を管轄する保健所の長を経由して知事に提出すること。
- 6 受験手数料
 6,100円（宮崎県収入証紙により納付すること。）
- 7 合格発表
 平成26年9月2日（火曜日）とし、合格者の受験番号を各保健所にて公示する。
- 8 その他
 詳細については、最寄りの保健所又は宮崎県福祉保健部衛生管理課（電話0985-26-7077）に問い合わせること。

製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）第4条第1項の規定により、平成26年度製菓衛生師試験を次のとおり実施する。
 平成26年5月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 試験の期日
 平成26年7月25日（金曜日）
- 2 試験の場所
 宮崎県総合保健センター（宮崎市霧島1丁目1番地2）
- 3 試験時間及び試験科目

時間	午後1時30分から午後3時30分まで
科目	衛生法規 公衆衛生学 食品学 食品衛生学 栄養学 製菓理論及び実技（実技は、和菓子、洋菓子又は製パンのいずれか1つを選択）

- 4 受験願書の受付期間
 平成26年5月26日（月曜日）から6月6日（金曜日）まで
 （土曜日及び日曜日を除き、午前9時から午後5時まで）
- 5 受験願書の提出先
 住所地又は就業施設の所在地を管轄する保健所の長を経由して知事に提出すること。
- 6 受験手数料
 9,400円（宮崎県収入証紙により納付すること。）
- 7 合格発表

平成26年9月2日（火曜日）とし、合格者の受験番号を各保健所にて公示する。

- 8 その他
 詳細については、最寄りの保健所又は宮崎県福祉保健部衛生管理課（電話0985-26-7077）に問い合わせること。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、池内南方土地改良区（宮崎市）から平成26年4月1日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成26年5月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、日南市東郷土地改良区（日南市）から平成26年4月8日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成26年5月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

公共測量を次のとおり実施する。

平成26年5月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 作業の種類
公共測量（基準点測量）
- 作業地域
宮崎市（一部）
- 作業期間
平成26年5月21日から平成26年9月8日まで

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、宮崎県公報第2581号により公告した公共測量（3級基準点測量）が平成26年5月1日終了した旨、国土交通省九州地方整備局宮崎河川国道事務所長から通知があった。

平成26年5月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

正 誤

平成26年3月31日付け県公報（第2577号）中

ページ	段	行	誤	正
13	左	39	様式第56号	様式第55号
13	右	39	様式第56号	様式第55号
14	左	4	様式第57号	様式第56号
14	右	4	様式第57号	様式第56号

平成26年4月3日付け県公報（第2578号）中

ページ	段	行	誤	正
1	左	7	第21号	第23号

--	--